

平成20年6月3日

【部会長】 それでは、ただいまから第1回調査部会を開催させていただきます。事務局  
よろしく願いいたします。

## 1. 長の責務について <事務局：検討資料読み上げ>

【部会長】 どこからでも結構ですけども、ご意見をいただきたいんですが、いかがで  
しょうか。

【小笹委員】 解説のところなんですけれども、条例案の解説ですね。これ、構想の段  
階では出てませんわね、解説はね、出てましたっけ。条例の案文に対して初めて出てきた  
やつですね。ちょっと感覚的な話で悪いんですけど、普通の、あまり条例に馴染みのない  
人が見て、ちょっと分かりにくいん違うかなというふうに思うんですけどね。日常的に使  
うような言葉ではないですわね。

【部会長】 だれに向かって解説してるのかな。

【小笹委員】 さっき、始まる前にも話をしてたんですけど、条例の中で言葉の定義と  
いうのはきっちりしとかなあかんことはありますけど、逆に一般の市民の方に、例えば我々  
は日常的に執行機関とか執行権とかいう言葉を使いますが、それで一体何を意味し  
てるのかということ、例えば用語解説がきっちりあって、その上でこういう解説であ  
れば分かるけれども、ぱっとこれだけ読んでは、なかなか普通の人は何を言ってるのかな  
というふうに。

【部会長】 まず、文章が長いよね。3行で1つの文章だから。これ、だれかに分かっ  
てもらおうと書いてる感じはしないんだけどね。

【樋口委員】 私は途中で交代した者ですから、きょう初めてということで、議論があ  
ったところでしたら非常に申しわけないんですけども。1つは、長の責任ということで、  
責任、実は執行機関の責務というのがあるんですけども、長と執行機関をどのように切  
り分けられてるのかということところがちょっと分かりにくかったです。議論の前提として、  
もし何か整理されたものがあるのであれば教えていただきたいなというふうに思います。  
その点からいきます。

【部会長】 それはどうですか。

【事務局】 基本構想の構成の中で、市長及び職員という分野と、市政運営という分野に分けさせていただいております。市長及び職員の分野におきましては、市長の責務とか執行機関の職員の責務というようなところを項目として挙げさせていただいております。

市政運営のほうでまちづくりに関する自治体の責務というような項目で、そちらのほうでは執行機関のほうの責務という分け方をさせていただいているところでございます。

【部会長】 執行機関の定義はなかったでしたっけ？

【事務局】 執行機関の定義はしておりません。用語の意義として定義させていただいたのは、市民、市、参画、協働、この4つの言葉を定義してます。

【樋口委員】 言葉の定義として、長と職員と、執行機関、3区分されて使い分けられるということなんですが、であれば、今、「執行機関の職員の責務」と書いてるのも、「職員の責務」だけでいいんじゃないかなというふうに思って、それで条文の例のところも、済みません、ちょっと話が先に行ってて申しわけないんですけども。そういう話があるので、ちょっとその点を考えていただきたいということと、それと中身の話で、基本構想の中に、「市民の福祉の増進を図ることを目的に」というのがあるんですが、これは長の責務では目的のところをきちっと示してるんですけど、条文の中にこの言葉が消えてるんです。これはまたどこか別のところでそういうものをどんとうたい上げているから、ここで取り扱わなくていいという、そういうことなんですか。

【部会長】 ほかにありましたっけ？ 市民の福祉の増進という言葉。基本構想。条例案。

【樋口委員】 例えば多摩市では、市長の責務のところ、自治の充実、発展及び市民の福祉の向上に必要なということが、目的的なところを明示されてますよね。このあたり、構想の中にうたってて、あえて条文から外してる意味というのは何かあるのかなというふうに思ってたんですが。解説には出てるんですよ。

【部会長】 解説には出てるな。

【事務局】 解説には書いてるんですけどね。

【樋口委員】 部分だけ見てるので、全体としてはそれはちゃんと補足されてるということならいいんですけども。

【入口委員】 こういうものというのは、文書というのは市民活動推進課の中でお作りになってるんですか。

【事務局】　　そうです。一応他の7つの条例をずっと列記させていただいてるんですけども、そのときに一番当てはまるところをピックアップしてやっているような状態です。

【入口委員】　ほかの部会さんもありますよね。結構ボリュームあると思うんですよね、文書をつくるということからするとね。

【事務局】　　そうですね。

【入口委員】　課長がおつくりになっているんですか。

【事務局】　　条文案は課員がやっています。

【入口委員】　あと、気になるのはおっしゃるところ一緒なんですけども、条例の第2項ですよ。「市長は市政運営を通じて自治の実現、まちづくりの推進」と書いてあるんですけど、非常にドライに書いてあるので、ちょっと気になったんですけど。例えば、市民自治の実現であるとか、市民主体のまちづくりの推進とか、何か肉づけがあったほうがいいような気がするんですけど。多分、この福祉の増進については、このまちづくりの中に包含してるという、こういう意味で多分書いてあるんだとは思いますが。ちょっと肉づけしたほうがいいかなというふうに。

【事務局】　　そうですね。

【樋口委員】　それともう1点よろしいですか。

【部会長】　　はい、どうぞ。

【樋口委員】　まちづくりという言葉が結構たくさん出てくるんですけど、これは何かというのが、もう1つよく見えないんですね。まちづくりというのは非常に当たり前の言葉で、まちづくり進めますというのは、それが果たして目的であったり、実行の中身なのかなということで、どんなまちづくりと、修飾語がついてると何となくイメージもできるんですけども。そこがないと、何でもまちづくりでくくられてしまって、一体何がしたいのかな、何をすべきなのかというのが、もう1つよく見えないというのもあるのかなと。そういう意味でそのまちづくりの実は定義というのは何なのかというののもちょっと考えておかないと、簡単な言葉なのでいろんなところに出てくると思うんですけども。そこが何となく使っていると流れるんですよね。流れるんですけども、こだわって言うと、一体何をやるのかなというのがもう1つ明確ではないなというふうに思います。

それでちょっとここは考えどころかなということと、もう1回少し肉づけが必要だと、入口さんおっしゃってるんですけども。その肉づけの仕方として、例えばこれまでの議論の中で自治体経営をこう進めていくべしみたいなのところの考え方みたいなものがどこから

どう議論されたのかどうかということなのですが。例えばよその自治体のものを見てると、例えば地域資源を活用してとか、いろんなイメージがやり方として出てくると思うんですけども、そういうものが多分肉づけの材料になってくるんじゃないかというふうに思うんですね。そのあたりを、これまで何か議論されたものの中にそういうキーワードがあるんであれば、どんどんそういうのを使っていくべきではないかなというふうに思います。以上です。

【部会長】 まちづくりの定義？ 例えば、これ条例解説（案）のところで、入口さんのように市民主体のまちづくりと推進と書いてあるけど、解説のところで、じゃ、まちづくりとは何かみたいなね、あるとちょっと。

【入口委員】 私は、この市民自治条例の中ではそこまで規定しなくていいんじゃないかとちょっと思います。というのは、この条例の後に、例えばまちづくり推進条例であったりまちづくり支援条例が多分できると思うんですけども、その中で個々の具体的なことを決めればいいん違うかなと。変にここで決めてしまうと変わりますよね、テーマが。まちづくりというのはね、5年、10年たつと多分変わると思うので、もうふわっとした名前でええん違うかな、むしろ。いうふうには思いますよ。

【樋口委員】 まちづくりの話なのですが、ここであえてまちづくりとは何々という書き方はしなくていいかなとは思うんですけども。ただ、例えば前文とかで生駒市の何か目指すまちづくりみたいなもの、総合計画に譲らんといかん話かも知れませんが、理念的なところだけでも何か明記されれば、おそらくそれが目指すまちづくりなんだというイメージがまず最初にインプットされて、そこからこの条文をずっと見ていったときに、まちづくりというのがこういうイメージやというのがずっとこれで読めていけば、何となくイメージがつながっていくかなというふうに思うんですけど。

【部会長】 前文にはどう書いてあったの。

【事務局】 前文はまだです。

【部会長】 まだ？

【入口委員】 総合計画の前文と市民自治条例の前文というのは、言葉は若干違うかも分からないけど、ニュアンスはもう一緒にしとかなないと多分いかんかなとはずっと思うんですけど。

【事務局】 地域コミュニティ部会の中で、まちづくりという部分についてどう考えていくべきかということの議論がございまして、定義することというのは時代の変化とともに

に変わっていくということもありますし、概念が広くてとらえどころが総体でくくるのは難しいと。憲法92条で言う地方自治の本旨であります住民自治と団体自治、生駒における住民自治と団体自治のすべてを、生駒におけるまちづくりというのは両方を包含するものとして考えていきたいと思いますというところまでの議論で、あえて定義するのは難しいですねというようなことになっております。

【部会長】 それはどこかに残しておかんと、その議論と一緒に。

【事務局】 それは、条例案の中でまちづくりという言葉が一番最初に出てくる段階の解説のあたりで、その辺の考え方を明記していったらとは思っております。生駒におけるまちづくりという言葉の意味はこうですよということ。

【首藤委員】 私も市民の人といろいろ議論する、市政について言いますと、まちづくりというと、過半の人はハード的なイメージをするんですよ。都市計画的なイメージで、道路をつくるとかそういう話になってしまうんですね。ここはだからそういうんじゃなくて、もっとソフトも含めた広いイメージのまちづくりなんだというふうなことにしとかなないとという心配があるんですね。

【樋口委員】 まちづくりを推進するという言葉が出てきたときに、何を推進するんだろうかというものが頭に浮かばないと、一体何を目指してるのかというのが、もう1つ入ってこないかなということなので、あえて先ほどの住民自治プラス団体自治というようなかたい言葉の定義ではなくて、生駒市としてのまちづくりとは何というふうなものが前文なりでうたわれていれば、それはハード面、ソフト面含めてですね、そういうのがあれば、まちづくりの推進といったときに、こういうのを進めていくんだということがイメージできるんじゃないかというふうに思うんですよ。

それともう1点だけ。この市民自治基本条例というのが最高規範であるというふうな位置づけを持つものだと、多分そういうご議論だと思っただけでも、その文意が出てると思っただけでも。例えば生野町のところ、「その条例を遵守し」という一言があるんです。こういうものというのは、要は町の責務の一番大前提として押さえておくキーワードとして入れていってもいいんじゃないかなというふうには思います。

【部会長】 条例の解説（案）がやっぱり項目ごとぐらいに解説しないと、ちょっと今の話だといけないんじゃないかな。第1項はこれこれですと、第2項はこれこれですとかいうふうに分けて書かないと、1個の文章で書くのは無理じゃないかな。だから例えばこれを第1項については2行ぐらい書くとかね、とりあえず。これはこれでいいかも知れん

けど、1項はね。2項なんかだと今言った市民自治の実現とかまちづくりの推進というのについて、これまでの議論、一応踏まえて解説するというふうにしたほうがいいかも知れないし。だから、条文についての解説になってないんじゃないかな。今言った自治の実現がここに出てこないですよ、解説のほうにはね。こういう議論があるよということはやっぱり触れといたほうがいいんじゃないかしら。それからね、例えば3項でも、「職員を指揮監督し」というのは当たり前の話ですわ。どういう指揮監督をするかみたいなのを書かないと、これ、だから条文自身はちょっと職員を適切に指揮監督しとかいうのが必要かもしれないですね、条文としてはね。

【小笹委員】 　だから、別に用語解説というのもつくったほうがいいかも知れないですね。

【部会長】 　結果的に用語解説つくったほうがいいかもね。条文と条文解説だけじゃちょっとおさまらないよ、ここね。各条文がまたがって多分あるんだから。用語解説も頭につくことを頭に入れといて。

【小笹委員】 　まちづくりというの、今入口さん、おっしゃったみたいに、前文の中でそのまちづくりというの一体何なんだということを入れるというの1つなんですけれども、いや、それはしたほうがいいと思うんですけども。一方で別に用語解説としてそれぞれの言葉を入れていかないと、なかなか条文だけ読んでも、じゃ、それですとんと落ちるかというたら、それもちよっと難しいんかなというふうに思いますし。我々が当たり前のように使っているような言葉でも、なかなかそれは一般の人には分からないし、さっきの長と執行機関の話でも、じゃ、一体なのか、別のものがあるのかというようなところをなかなか普通の人は分からないと思うんですね。

【部会長】 　やっぱり条文と条文の解説だけで完結した解説になっていないと、あわせてね。皆、条文を読むわけだからな。前文から読む人はまずいない。だから条文見て分かるようにしとかないと、大体そうじゃない？ 雇用法の法律の解釈だって、その条文のところだけ読めばいいと、そういうようにできてる。

【首藤委員】 　これ、今樋口さんからの指摘があったように、入口さんは、これ、抽象的でいいというんだけど、まちづくりの推進といたらね、過去、市がまちづくりの推進といたら、もうハードウェア的なイメージなんですよ。ここでは市民自治ですから、もっとソフト的なところの仕組みづくりみたいなところが重点になってると思うんでね、そういうのは入れておかないと、ずっと条例をしていくと、都市計画の道路をつくるとか

建物をつくるとかというような話になっていかないかなと思うんですね。だから、ここでは憲法みたいなものですよ。方向性は出しておいて、もっと仕組みも含めたソフト的なまちづくりの仕組みづくりというような形の方向性を出しておいたほうがいいんじゃないかという感じするんですね。

【部会長】 それは条文の中に書くか、解説のほうで書くか。

【首藤委員】 それはもうそうですね。

【部会長】 ぜひ僕はそういうのは書いておいたほうがいいと思うけど。ハード的な都市計画事業ばかりではなくとかね。ソフトな地域自治組織の形成とかというようなことで平たく書けばいいんじゃないかな。それは解説のほうの話ですけどね。

それから先ほど樋口さんがおっしゃっていた2番目かな。条例を遵守しとかね、基本原則に基づき、ほかのところに書いてあるわ、結構ぼつぼつ。大体多いんだ、書いてあるのが。それは全然ないからね、この字はここには、市長の責務だからな。市長もまたこの条例の理念を実現するためとか、そういうのを入れないと……。そういうのを入れたほうがいいんじゃないか。例えば、1項ね、「市長は市の代表者として市民及び議会への説明責任を果たすとともに本条例の理念に基づき」かな、「市の事務を管理し」、というようなふうにしたらどうか、例えばね。

【事務局】 第2項に入れたほうが。

【部会長】 2項でもいいですよ。1項は市長の定義だったよね。機関としてはね。2項でもいいけど。だから、それ1項のほうに、例えば先ほど指摘した、市民の福祉の増進を図ることを入れなくちゃ。これは市全体にあれだけどね、1項のほうに、基本構想のように「市民の福祉の増進を図ることを」が入ってもいいんじゃないか。「市長は市の代表者として市民の福祉の増進を図るとともに、市民及び議会への説明責任を果たすことを求める」というような感じになりますか。説明責任が来るのはおかしいよ、最初に。福祉の増進を図るほうが先に来るわけだから。

はい、どうぞ。

【樋口委員】 これは確認なんですけれども、進め方として、1条1条をつぶしていく形で多分進められていくと思うんですけれども、最終的に全体を見てちょっとここが抜けてるとか、ダブってるとかというところの整理をしていくための議論というのは、また別の段階でというか、終わりの段階で用意されるというふうに思っておいてよろしいですか。いろいろこれはこの部会でやってるだろうということで、あまり話さないような話も、

意見として出てこないものもあると思いますけれども、それをまたトータルで見たときに、ちょっとここはということは議論させていただけるんですか。

【部会長】 それはやりましょう。解説のほうで例えばね、市長は法律等によって、法律等とは何を言ってるかと。法律等の等とは何の意味かとかね、法律。

【事務局】 政令を含む……。

【部会長】 法律。

【事務局】 政令を含むという。

【部会長】 そういう意味ね。それと条例と。

【事務局】 そうですね。

【部会長】 ということと言わないと、解説しとかなないと、例えば。

【事務局】 法律という言葉がないと。

【部会長】 どこかでの定義してたほうがいいね。

【事務局】 多分市議会の中に入れてと思いますが、そこでは「法律（政令を含む。以下法律等という）」というような基本条例の中でのそういう定義はしていきますので、それは入れる必要が。

【部会長】 そうだね。

【事務局】 条例案の内容なんですけれども、今までの議論をちょっと整理させていただきますと、市の第1項で、「市長は市の代表者として市民の福祉の増進を図る」ということがまず1つあると思いますので、市民及び議会への説明責任を果たすというのは第2項のほうに回させていただいて、第2項で、「市長は本条例の趣旨に基づき、市民及び議会への説明責任を果たすとともに、市政運営を通じて云々」というような整理の仕方のほうが分かりやすいのではないかなというふうに思っています。

解説につきましては、先生がおっしゃっていただいておりますように、それぞれ各項ごとの解説の内容ということで、詳しく長く書くんじゃなくて、それぞれの項目に基づいてその考え方を整理して、その中に小笹委員さんおっしゃっていただいたような用語の意味合いも含めて書いていくというようなことで、ちょっと今日のところはペンディングにさせていただければと。

【部会長】 だからさ、国の法律の解説がそうなってるやん、コンメンタールが。第1項、第2項に分けて書いてある、ちゃんと。それについて、大体担当者そこを読んで分かってるはずなんだよ。実務者が条文と一緒に条文の解説だけ読んで仕事ができるように書



いてあるわけでしょ。そう意味じゃ、条例もこの場合は、もちろん職員が読んで分かると同時に市民が読んで分かるように項目ごとに解説をするというのかな。

【首藤委員】 これ、条例解説の案として、これ、書かれて、どういう位置づけ、突然また出てきましたんでね、どういう位置付けか分からないんですけど、これ、内容そのものは基本構想の内容そのものなんですよね。基本構想で条例書いて、解説で基本構想を書いてたらね、何にも分からないんですよ、これ。だから、書くんだったらもっと分かりやすく平たく書いてね、趣旨とか意味とか何か書いて、市民がすごく分かりやすいように書いてもらわないと、これではもうあんまり意味がないと思うんですよ。

【部会長】 だから、僕は解説は絶対必要なんで、条文見たってまず市民は分からないからね。その点では、この解説は非常に重要なんだから、項目ごとに市民に分かるように書くというふうにしていきましょうよ。ほかの部会ではこの議論は出てないの？ もう2つやってるよね、この部会。そこまで言ってない？

【事務局】 解説については、市民の方に分かりやすくというのは出てますけども、ここまでは出てないです。

【部会長】 いや、だから要するに国の法律見て我々だってさ、一応解説だけ読んで分かるやないですか。関連の政令とか通達を見なきゃいかんけどね。そういうふうな形が望ましいので。これは法律を読んでもらうかどうか。

それから例えばね、今「法律等」の意味についてはそうだね。それから、他の執行機関って何ですかということをごここにやっぱり書いとかなきゃ。だって市の仕組みを知らないもん、市民は。まず教育委員会、でかいのがあってとかさ。そこを書いておくと。農業委員会なんてのもあるし。これ、解説は解説（案）のままになって、これ自身は何かほかの別に用語解説も含めてやんなきゃいけないかも知れないな。

【事務局】 次回までに整理させていただきます。

【部会長】 はい。

【事務局】 おっしゃっているのは、解説の中で、その条文の解説だけ読んだだけで分からなかったらあかんということですよ。

【部会長】 そうそう。

【事務局】 その条文の中のその解説で、例えば、まちづくりとか執行機関とか、それぞれの条文が出てきたら、そこでまた解説をしといたらいいいということですね。

【部会長】 そうそう、あともしあれだったら関連条文について、ここを見ろというふ

うにしとくといい。

【事務局】 その条文を見て、その条文の解説を見たときにみんなが分かるような形で。前のことで定義してあるから、そこを飛ばしたら市民の方がその条文を見たときに分からないと。

【部会長】 分からん。分かんないとなったらもう分かんないと、こんな形に……。

【事務局】 それやったら解説になってないということですね、そういうことですね。

【部会長】 繰り返しになってもいい。

【小笹委員】 条文の中の用語定義だけでなく、二本立てで用語解説というのをまた別に、ここの解説以外に用語解説というのをまた別につくってかれへんかな。

【部会長】 だからほかの団体の場合そこまでやってるのかな、条例解説に、結構頑張ってると思いますよ、どうだろう、それは。多摩市なんかでつくってそうな感じするけどな。条文だけを見てるけどさ、それをどういうふうに市民にやるためにそういう解説本みたいなのをつくってるかどうか。

【小笹委員】 別立てで用語解説というのは総計なんかでもあるんですよ。総計でなかったですか。

【事務局】 ありました。

【小笹委員】 ありますね。

【部会長】 用語解説、総計もそうだよな、多分。用語解説だけじゃ多分わかんないし。これやったら、結構おもしろいな。

一応問題点はそういうことで、まず第一に。条文的には幾つか直す点がありましたね、条文的にはね。解説については、もう一度すると、作り直していただくことで、案を。

【事務局】 先ほど、入口委員さんのほうから、第2項の「自治の実現とまちづくりの推進」というのが、市民自治の実現、市民主体のまちづくりの推進というようなことのご意見ございましたんですが。そういうので……。

【部会長】 そうだね、今のところそういうぼやっとしたのでいいんじゃないかというご意見だよな。

【事務局】 市民自治の実現ということと、市民主体のまちづくりの推進という条文に改めさせていただくということ。

【部会長】 そうですね。条文のほうにそう書いてもいいんじゃないですか。

【前谷委員】 ほかの条文の中で、市民とか住民とか入れていったら、そんなんはあれ

ですか。

【事務局】 市民と住民？

【前谷委員】 住民自治とか市民自治とか。

【事務局】 それは市民という言葉を使いますから。住民投票という項目もありますけど、市民投票という形で。

【部会長】 さっきは憲法92条の話が出てね、そのときに住民自治という言葉が言われてるわけよ。それはそれで憲法解釈の議論で定着した言葉で住民自治使うけど。

【事務局】 そうですね。

【部会長】 一般的には生駒では市民です。

【事務局】 条例の中での住民という言葉は極力使ってないんです。市民という言葉を使います。

【部会長】 この憲法解釈が成立するのは昭和30年前後だと思うんだけど、そのころね、市民なんていなかった、日本には。もっぱら住民だったね。

【首藤委員】 今言われました自治の実現というのは、市民自治の実現でもいいんですけどね。市民主体のまちづくりというのはどういうことなのかよく分からないんですね。私のほうの解釈だと、市民自治の実現及びそれを具現、具体化するためのまちづくりの推進とかね、市民自治の実現とそれを実現するためのまちづくりという形にしたほうが分かりやすいんじゃないかと思いますね。

【部会長】 長文だからね、こんなの。切ってくれなきゃ。市民自治の実現とまちづくりの推進とはどういう関係になってるかという議論になるわけやな、条文を読んで。

【首藤委員】 市民主体のまちづくりというと、市民主体のまちづくりといたら自治会みたいなイメージになってしまうと違うんですか。

【部会長】 いや、そんなことない。NPOも含めて。そういう理解だけど。

【首藤委員】 市民主体のまちづくり。

【部会長】 市民の定義だってあるわけですから。事業者も含めて市民でしょう？ NPOも自治会も含めて。そういうようにすれば、ここに言ってる市民というのは、それを全部含むわけだから。市民主体のまちづくりで別に構へんと思うけど。

入口さん、解説して。

【入口委員】 先生おっしゃったように、広く住民だけじゃなくて、事業者の方も当然含むんだと思うんですね。どちらかというと、行政がぼっと走るんじゃなくて、市民、

住民であり事業者の人たちの意向を確認するという意味合いからすると、その市民主体というのを入れたほうがいいんじゃないかと。イメージですけどね。

【部会長】 それはだから解説で書かなきゃいけない。

【事務局】 一応市民については定義がありますね。

【部会長】 その次に市民主体のというのにかぎ括弧つけてな。それ解説しなきゃいけないんだ。行政が主導するんじゃなくて、ということを書いておかなきゃ。

【事務局】 自治の実現というのは、逆に市民とつけないほうがいいのかと思います。市民自治という言葉を使いますと、市長の責務としては、自治、団体自治も含めた生駒市全体の自治ということで。

【部会長】 そうやね。だから僕もちょっとさっき言った、団体自治を代表する側面が強いわけです、市長というのは。府とか県とか国等に対してね。あるいは6団体に出ていて議論するとかね。いうふうに団体自治を担う代表者としての市長がいるわけやな。その点ではこれは市民自治だけじゃなくて、団体としての権限を持ったり、自治をちゃんと守れと、つくれと、みんな国にもちゃんと文句を言えということを含むわけやね。

【首藤委員】 いや、そうしてくると、ものすごく難しくなる。そうしたら地方分権推進法みたいになってしまいますね。地方、国と市との関係から。宝塚市にもあるんですけどね、これ。この次に地方分権推進法をつくってるんですよ、条例をね。そしたら、国と市との関係を言って、国からどんどん自治を、分権を受けてまちづくりをどんどんしていこうという内容になるわけですね。ここはもともと委員会の名前が市民自治です。市民自治検討委員会ですよ、これ。それで団体も全部入れてしもうたら、地方分権という形で、またごっつい大きな……。

【部会長】 いや、だからごっつい大きいわけよ。だって市民自治というのは要するに団体の独立がなくてはできないからね。国から自治体が独立しないと市民自治は成立しないよ。

【首藤委員】 そうすると、この市民自治というのが、市民自治条例としといて、ここに市民自治を推進するとなったら変だなというんだったら、何か論理矛盾があるような感じがしますね。

【部会長】 それね、2つの性格持ってるからさ。市民自治と団体自治と2つ。

【小笹委員】 変なというんじゃなくて、自治に団体自治と市民自治があると。憲法92条の地方自治の本旨にはね。中身というのは、団体自治と住民自治だと。市長はその両

方を実現するためにという言い方をしたほうがいいん違うかということをも分澤井さんは言うてはるんやと思う。

【樋口委員】 市長の役割はいろいろあると思うんですが、その中に団体自治というふうな地方自治を確立していくという部分と、市民自治の実現というか、市民自治というのはもっと根本的なもので、市長が実現するものではないですよ。市民の側が実現するものであれば、市民自治を前提として市政運営をするという、主従の関係がちょっと違うのかなと、言葉を見て違和感を感じる。

【小笹委員】 だとすると、またこれもここで言う自治が何なのかというのを用語解説せんと考えられへんようになってしまうと思うんやな。

【樋口委員】 1つの言葉にいろんな意味を持たせると非常にややこしくなるので、もし違う意味があるのであれば、それぞれに書き分けたほうが、項をかえてね、そのほうがすっきりと入ってくると思うんですね。

【小笹委員】 いずれにしろ、ここで全部市政運営を通じて自治の実現というときの自治は何なのかというものを定義しとかんとあかんと思う。

【部会長】 やっぱりこっちで解説のほうでかぎ括弧つけて、自治の実現の中には団体自治と住民自治とあるよと。現在は住民自治だよというようなことを書いておけば、一応分かることにはなる。解説というかね。首藤さん、大変なんだ、これ。

【首藤委員】 いや、だから今まで読んだ概念の中には、地方分権を推進するというような概念は入ってたんですかね。

【部会長】 入ってました。議論した、最後のときに。最後のところの、他の団体との関係じゃなく、国との関係を書けということで書いてあるわけね。一応最後ですね。

【小笹委員】 結局自治体が1つの政府なわけですよ。当然、だから運営していくに当たっての基本的なルールというのをつくっていかなきゃいけないということで、この自治基本条例があるということなんです。

【首藤委員】 そうなんですよ。

【小笹委員】 その意味では、地方分権があって初めてこういう動きというのが出てくるというのがね。

【首藤委員】 そうなんですけどね、地方分権はまた別の分野の大きな問題ですからね、国との中で勝ち取っていくというのはね。市民とは……。市民なんですかね。

【部会長】 そう、市民なの。市民も勝ち取らなきゃいけない。だから条例なんかをつ

くる場合というのは、環境基本条例なんかつくる場合には市民が。ここでは用語でも市民がかなり主体でつくってるけどね。あれはだから国の環境基本法との関係でできてるわけだから。国のやること、市町村のやることというふうに、振り分けだけどね。具体的に国のやることと、市町村というのか、自治体がやることとの関係は条例で決まってくるわけだ。

【首藤委員】 そうするとね、この一番上のタイトルがあるでしょう、検討資料のタイトルね。これ、生駒市市民自治より生駒市自治検討委員会のほうがいいんじゃないかという。

【部会長】 そうだね、それもいいんじゃないか、だから。あり得るわけや。だから、それも含めて今後議論したらええんやないですか。おっしゃるとおり大変なんです、これ、実は。

【小笹委員】 競合しないとだめということですね。団体自治としてのその自治権を確立しないといけないし、住民自治もいろいろ制度化していかんとあかん。

【部会長】 うん。だから先行条例はその辺が欠けてるんです。弱いんです。だから、逆に言われるとすると、せっかく先輩がやった後だから、もっと先に踏み出すためにはその点もっと明確にしたほうがいだろうなど。

きょうは1条だけで終わりそうな感じ。一応いいかな、これ1条は、大議論して。ほかにあったら出して。

じゃ、次行きましょうか。執行機関職員・責務。

## 2. 執行機関・職員の責務について <事務局：検討資料読み上げ>

【部会長】 いかがでしょうか。

【樋口委員】 職員の位置づけとか立場というのを分解していくと、生駒市にとっての職員というのは奉仕者であるという部分と、まちづくりの専門スタッフであるという部分と、生駒市の市民という位置づけの3つあるのかなと。それとは別に、別の地域に、生駒市民であれば別なんですけど、別のところに住んでる人は、別のところでの住民としての顔を持っておられるということがあるんですが、そういう意味で、この第1項のところの「自らも地域社会の一員である」というときに、この地域社会はどこの地域社会なのかというのが実はあいまいなんです。地域社会という定義が生駒市の地域ということで

定義されてれば別なんですけれども、二面性があるということなので、その下のところ、解説（案）のところは市民の一員という書き方をしています。おそらく市民というのは定義がされるので、市民の一員という言葉のほうが二義性がなくていいのではないかなというふうに思います。

【部会長】 やっぱりそうですね。市民というその市民の位置に市民というのは、ちょっと抽象的な市民ですね。市民意識というか市民。

【樋口委員】 あくまでも生駒市民としてという意味でこれは使われているんだろうというふうに私は思うんですけども、実は生駒市で働いてるから生駒市のためにその地域の、生駒市の一員として頑張ってるねという、そういう期待だと思っただけなんです。なので、そのように読めるようにしておく必要があると思うんです。そういう意味で生駒市民、生駒に住む、働く、そういうところがひっくるめて市民という定義がされていると思うんですけども、その一員であるということがきちり読めるようにしておく必要があるんじゃないかなと。地域社会と言っちゃうと、その人が別の隣接市に住んでれば、その地域社会もあり得るわけですね。

【部会長】 それはどうかな。難しいぞ、きっと。

【李委員】 でも、やっぱり地域社会で自分の住んでるまちの市民としての経験とかが仕事に生きてくるということを考えたら、あくまでも職場だけの市民ということだけでは、職員の人たちの生活が全体フォローされていかないと思います。前の議論でもあったと思うんですけど、やっぱり自分の職場の地域と自分の生活の地域、両方で生活者としてどう自分たちが地域に貢献できるのか、市民としての生活をつくっていくのかという、その部分が両方含まれてるというふうにこの文章で解説していくのか、そこのところはどうなんでしょうかね。

【樋口委員】 それは理解が分かれるわけですよ。だから、そこがどっちを目指したもののなのかというのは、どこかで明確にしておいたほうが。

【部会長】 多分この地域社会の一員であるというのは、生野町か……。

【事務局】 篠山。

【部会長】 篠山ね。

【事務局】 生野、篠山です。

【部会長】 両方とも多分職員が9割方やっぱり地元だと思うので。

【樋口委員】 生駒市半分ぐらいですからね。

【部会長】 生駒で半分か。

【事務局】 半分以下ですね。

【部会長】 それ、だからすごい。そのまま持ってきたらちょっとずれちゃうよね。生野や篠山ではこんなので。この問題、悩ましいんだよね。アメリカのピッツバーグ市なんかはね、職員はピッツバーグ市内に住まなきゃいけないんだ、条例で。僕が行ったときで4人ばれたのがいてね、免職よ。日本の場合、それは無理なんだよね。そんなことをやったらもうほとんどいなくなっちゃうよ。その辺、そういうふうにタブるといふかな、その辺の市民性というのか、それと地域性をどういうふうにするか。

【入口委員】 これ、基本構想をつくったときのイメージは李さんと同じ認識でしたけどね、私は。そこまで深く議論してなかったと思うんですけどね。認識はそうでした。生駒市で住もうが奈良で住もうが大阪で住もうが、その地域でのやっぱり社会の一員としての活動であって。かつ市の職員として生駒市で活動すると、そういう認識でつくってます。

【部会長】 さっき、李さんの話で生活者ということが出てたね。これ、全然触れてないんだけど、生活者概念は結構大事なんだよね。市民性というのと生活者性というのがあるわけ。その辺も基本構想に入っていないからね、議論としてはその生活者というのは。首相が何か言ってるし。生活者概念、結構国なんかで使ってるからね。経産省も使ってるし。その辺もちょっと射程に入れたいほうがいいかも知れない。

【樋口委員】 地域社会を広くとってしまったときに、次に出てくるまちづくりというのがどこのことかということが、またあいまいになる可能性もあって、そう読んでしまうと、何か別のところの話になってしまう、そういう含みが出てきてしまうということがちょっと気になることだと。先生おっしゃったように、生活者ということであれば、それは広い意味で生活者の目線でものを見て、生駒のまちづくりに役立ててくださいというふうになってくると思うんですけども。

【部会長】 それ入れたらすごい変わるぜ、これ。ほかのところには全然ない話だ。例えばね、「市の職員は、自らも地域社会の一員であり、生活者である市民として認識し」とすると、前の話全部言葉として取り込むんじゃないの。「積極的にまちづくりの推進」というのも、これは実は職員はそういう意識ないからさ、すごいチャレンジというか、職員も生活者として考えてくれと。その場合、生活者の定義させたらいいな。生活者が重過ぎるんなら生活者除いてもいいんだけどね。僕はおもしろいなと思うんだね。生活世界ということになるね。これは、ドイツの政治学者のハーバーマスという人が「生活世界」という言



葉を使ったりしてます。生活世界の植民地化という言い方。有名だから、生活者という言葉はかなり社会の人は政治学では使い始めてるね。かなり有力な言葉になってる。ただ、行政の場ではほとんど使われない。生活者という言葉はうちでは、生活クラブ生協が使い始めた。消費者じゃなくて生活者。僕としては非常におもしろいと思うんだけど、ちょっと無理かな。

【事務局】 僕も4月にここに寄せてもらったんですけど、やっぱりこの生駒市の市民自治基本構想というところで、僕は生駒に住んで生駒の市の職員なんですけれども、ですので、365日24時間全体の奉仕者という気持ちもありますけれども、通常的地元に帰ったときは一市民として地域活動にも参加してるという認識を持ってるんで、その生活という地域社会というときに、他市から来てる職員さんも地元に戻ったときは、生駒市の基本条例に書いているものに基づいて他市のほうで活動というのは、あまりイメージ的に言うて僕はわからない、生駒市の条例なんだから。僕らみたいに、生駒市に住んで生駒の者であったら、それはずっと読み込めるんですけども、他市からこっちに来てる者がそういうふうに読み込んでくれるのかなというところが、僕、ちょっと疑問はあるんですけどね。

【部会長】 僕はそういうふうに読んでもらって、他市でもちゃんとやった者を人事評価するべきだと思うんだ。だって、生駒のほうで、職場でも市民として、地域に戻っても地域活動して、休日も多分やってるよな、体育祭とか。他市から来てる人が5割以上はいるわけだから、その人たちにも同じように、やってるでしょうねと、そういう社会活動か、その評価というのが僕はあってもいいと思うんです、人事評価で。

【入口委員】 人事評価はあれですけども、この趣旨は今李さんとか澤井先生がおっしゃったのと、私、全く一緒ですけど。

【事務局】 ですから、先ほど聞いててそういうふうに言おうと思って。

【入口委員】 そういうふうにまず市の職員の方が意識を変えんとだめ、もし今そうでないのやったら。

【事務局】 そうですね、意識改革。

【入口委員】 それしないと多分実際仕事もできないんと違いませんか、こういう例えばまちづくりの仕事をするにしたって、リアリティーがないと思うんです。そういう意味で、地域社会の一員としての認識を持ってもらうというのは非常にいいことだと思います。

【部会長】 職員にとっては厳しいことになる、責務だからな。

【事務局】 そうですね。

【樋口委員】　　そういうことであれば、ちょっと何か言葉を足さないと、すっが入ってこないんですね。どうすればいいというのは、まだ妙案はないんですが。

【小笹委員】　　もともと市民の定義で、生駒市で働く人というのも市民の定義に入ってたでしょう。

【事務局】　　逆のパターンです。

【事務局】　　入ってるから、市の職員というだけでも市民であることは間違いないんです。

【小笹委員】　　市民の定義がそういう定義をしてるんです。生駒市に住んでる人ではなくて、住んでる人だけじゃなくて。

【事務局】　　そこで、やっぱり地域社会である生駒のまちの一員とか、そういう表現にしたらおっしゃってるようなことがはっきりするんじゃないでしょうか。

【樋口委員】　　ただちょっと意味合いが違うということになるので。よそのまちへ帰ったら、そこで頑張ると。その日は生活者意識というのか地域住民の意識みたいなものを持って生駒で役立ててくださいというような意味合いであれば、何か言葉が必要なのかなと。

【小笹委員】　　だからそれ両方あるのと違うかな。職員だから地域社会の一員であるという認識をしなあかんというのは、これは生駒市においてもそうなんです。帰ってからもそうやけども。ということで、わざわざ職員の責務という項目があると思うんやけどな。

【部会長】　　一応ここでは「市の職員は自らも地域社会の一員であり、生活者である市民であることを認識し」ぐらいにしといて、あと直すとかなしにして、きょうの議論を進めておこうかなというふうに。

【小笹委員】　　もうええと言われるかもしれん、職員に。

【部会長】　　提案ありますか。

【首藤委員】　　だけど、生活者というのを入れると、新しい概念が入りますね。

【部会長】　　そうそう。

【首藤委員】　　とりあえずそうしておいて。

【部会長】　　とりあえずそうしとこう。とりあえずで。

【首藤委員】　　次の質問していいですか。

【部会長】　　はい。

【首藤委員】　　ちょっと私ね、去年議論して気がつかなかったんですけども、この1行目のサービスの根本基準とは、これ何のことを言ってるんですか。

【影林委員】 これは地方公務員法の中に、30条の規定があるんです。

【首藤委員】 あるんですね。服務規定ですね。

【影林委員】 全体の奉仕者として公共の利益のために勤務しとかそういうことで条文があるんです。基本的な。そういう認識で働いてるという。

【首藤委員】 ということは、それはもう当然この条例ができる前に遵守せないかんという当たり前のことなんですね。ここ、それをわざわざ挙げているというのは、それは法律を守って生活せないかんというようなことについて、これ、考えると当たり前ですわね、我々だって。だからそれをなぜここで挙げてるのかというのは、どういう意味なんですかね。

【事務局】 改めてという意味なんです。

【首藤委員】 改めてそれを。ということは今まで守られてないから、改めて強調するという感じですか。

【事務局】 今まででも守られてるけれども、改めて。

【首藤委員】 強調すると、生駒市では。そうですか、そういう意味があるのであればそれはそれでいいです。

【樋口委員】 一番ベースのものであるということなので、その地方自治法なりで定められてることも含めて、再提起していこうというのが、多分。よそのところにも多分、いろいろ出てきてると思うんです。

【首藤委員】 そうですか、はい、分かりました。

【部会長】 ただ、全体の奉仕者についてはやっぱり説明が必要だね。要するにこれは国家公務員法、もともとはね。地方公務員法にあるかな。国公法を引いてるわけ。これはスト権否定のための議論。前、最高裁判決が引っ張り出すのは大体……。なぜストライキを否定するか。全体の奉仕者であるから。そういう議論があったんや、昔は。大分今や風向きが変わってきてるけど。だから、全体の奉仕者というと、おれは「うん？」と思うんだね。定義はしたほうがいいな、これも。全体の奉仕者であって、そういう書き方ですな。一部の代表する者じゃないと。

【樋口委員】 根本的なところで、きょうの議題で執行機関・職員の責務、先ほどちょっと言った部分なんですけれども、その執行機関というのは、これは消えるというふうに認識してよろしいんですか。

【事務局】 条例（案）のところの見出しとして、市の職員の責務ということで、変え

させていただきたいと思います。

【樋口委員】 分かりました。

【小笹委員】 何でそないなったんやったかな。

【事務局】 先ほども申し上げたように、ちょっとほかのまちづくりのところで、執行機関、自治体の責務という区分というんですか……。

【小笹委員】 自治体の責務というのと執行機関の責務というのは。自治体というのは長も執行機関も議会もみんな含めてということなんと違うんですかな。その責務ということ言うたら、長の責務があつて職員の責務もあると。それですべてをカバーしてると言え言えるのかも知れんけれども、その長の権限外の執行機関がありますよね。

【部会長】 僕はだからちょっと違うと思うんだ、これは。執行機関の責務を残さなきゃいけないと思う。職員の責務とは違うもの。職員は一般的に言えば、団体を代表し得ないからね。執行機関は、教育委員会もそうだけど、あれは代表し得るわけだからね。責任が重い。重いというか明快なんだ。そこの責務は明快にしとかなきゃいけない。

【小笹委員】 どこかに1行だけやけど、書いてあるね。ニセコ。

【部会長】 ニセコは最初です。

【小笹委員】 伊賀のところ。

【樋口委員】 そこでもし残すと、市政運営の枕のところに来るまちづくりに関する自治体の責務と、どういうふうに整理をするのかというところが、多分。

【小笹委員】 また用語解説や。

【樋口委員】 自治体と執行機関というのは非常に区分が難しいので、これは1つにしといたほうがええん違うかなと、私なんかは思うんですけれども。

【部会長】 今はばらばらにしてるから、議会の責務が後で出てくる。そういう意味では首長の責務、執行機関の責務、職員のといったほうが明快は明快だね。あいまいというならね。

【樋口委員】 あいまいな自治体という言葉が出てこないほうがいいですから。

【部会長】 特に教育委員会もまちづくりについて責務を持つてる。教育委員会は全く自分のことしか考えないけどね、言っちゃ悪いけど。あれは1つのお城だからな。それはやっぱりこの中で執行機関の責務として教育委員会も自分のこととして考えてもらいたい。これで行くと、執行機関はほとんど教育委員会のことだな。あとは、大した委員会ないよ。そういえばあれやな、ふじみ野市で小学校2年生がプールに引き込まれて亡くなった事件

があるでしょ。あれの判決が出たよ。見た？ ふじみ野市で市立のプールで小学校2年生の女の子が吸い込まれた。で、死んだ事件、あれはおととしになるけど。

【事務局】 有罪になってますね。

【部会長】 有罪になった。有罪にだれがなったかというと、教育委員会の課長と。

【事務局】 そうですね。

【部会長】 あれ検察審査会なんかに行ってるのかな？ 要するに下請のほうを不起訴にしたのはおかしいという部分。まだ議論するってね。そういった意味では、教育委員会もちゃんと責任を持つように。

【事務局】 そのときの担当課長でも認識なかったってね。

【部会長】 そうそう。

【小笹委員】 指定管理者でした？

【部会長】 指定管理者。また指定管理者が丸投げしてたんだ。それを教育委員会の課長が全然知らなかった、見なかった。

【小笹委員】 何か見たな、それ。一般質問で言うたことがあるな、何か。責任者の話をしたと思う。

【部会長】 機関の責任もちょっと1項入れなきゃいけないかな。それはだからまちづくりのほうと調整しなきゃいけない。

【事務局】 執行機関ということで、ここでは。

【部会長】 ほんとうに時間がないな。第1回の議論にしては、かなり深く議論してるから、いきなり。職員の責務はそのぐらいでいいかな、とりあえず。

じゃ、一応総合計画に行きましょうか。

### 3. 総合計画策定について <事務局：検討資料読み上げ>

【部会長】 いかがでしょうか。

【小笹委員】 これ、前のときにも議論になったのかな、ちょっと記憶がないんですけど。その進行管理と後からの見直しについては、何で規定していないんですか。条例の例文は出してなかったっけ、前のとき、構想のとき。出してませんでした？

【事務局】 出してました。

【小笹委員】 そのとき議論になってませんでした？

【事務局】 なってないです。

【小笹委員】 なってない、そしたらうかつでしたが、なぜ進行管理と検討というのが抜けてるんでしょう。ほかのところが結構入ってると思うけど。

【部会長】 それは入れといたほうがいい。例えば伊賀市、これ、評価ですか。ひどくあいまいなんです。評価の後で進行管理というのと、見直し規定ですね、市民参加のもと柔軟に。生野町も、新たな課題に対応できるよう不断の検討は加えなければならない。宝塚も第2項で。

【入口委員】 評価はやってるんですよね。各項目ごとに実際。

【事務局】 やってはりますね。

【入口委員】 やってはりますでしょ。それ、オープンになってますよね。

【事務局】 出してますね。

【入口委員】 そんな話が出たんちゃいましたっけ。

【部会長】 そうだったっけ。じゃ、やってんのかという話だとか。

【入口委員】 先生のほうからやってるんじゃないのという話が。

【事務局】 この項目としては総合計画の策定ということで、評価実施・評価方法検討ということで、去年の第3回調査部会の中で、市は総合計画等の重要な計画、予算、決算、事務内容等について評価を実施すること及びその結果を分かりやすく市民に公表し、政策及び事務執行に反映すべきこと。市は評価に当たっては、市民参画の上評価を行うなど、常によりよい方法で行うよう改善に努めなければならないことを規定するという項目がございます。

【部会長】 何条ぐらいだっけ。

【事務局】 第3回の中で評価実施・評価方法検討で。

【小笹委員】 後で出てくる。

【事務局】 そういうことなんです。

【樋口委員】 ここで規定されてるのは、おそらく事業評価の話やと思うんです。総合計画の見直しなんかにつながるものとしては、政策評価をしないといけないんですね。その政策評価については、行革の推進委員会のほうでやった提言の中で政策評価も今後していくべしというようなところが提言されてたと思うんですけれども、そういう意味でそれを踏まえて、ここで総合計画なり、総合計画だけでいいのかといった面もあるので、後で質問させていただきますけれども、政策評価をやって進行管理をし、政策評価をして、必要に応じて見直していくようなことを、P D C Aのサイクルを意識した条文にしていく必要があるのではないかなというふうに。

【首藤委員】 それはそうしたほうがいいんじゃないですか。計画策定の中でそこまで書いとくというのはいいんじゃないですか。

【部会長】 だめ押しの規定になるよね。

【首藤委員】 いや、これ政策策定の総合計画の全体像ですからね。つくって、プラン、ドゥ、アンドシーで、全体をフォローする、ここでくくるというのがやっぱり正しい考え方だと思いますけどね。つくりっ放しじゃなくてですね。全体の概念の中に取り入れておくと。

【事務局】 これね、後で調査部会のほうで、これで言うたら66ページなんですけど、評価実施・評価方法の検討というところでもまたそれは総合計画も踏まえては出てくるんですけども。

【首藤委員】 それ、具体論として出てたわけでしょ。だから全体イメージ出しといてどうするかという。

【小笹委員】 評価をして検討して見直しをしていくというところまで入ってた、ほかのところは入ってますよね。

【部会長】 つまりここでも入れておこう。後で重複だったら削る、重複の意見が多かったら重複でもいいし。これやっぱり、条文見て分かんないと困る。

【樋口委員】 それともう1点言わせていただきましたけれども、総合計画だけでいいのかということなんです。分野別の計画についても触れている事例もあることですし、そこで都市計画マスタープランとか、ああいうマスタープラン系のものでですね。ああいうものは総合計画をちょっと具体的にして、市のビジョンなどを各分野ごとに明確にするもの

なので、そういうものを判断対象にしておく必要があるのではないかなというふうに思います。それで、総合計画というのか、タイトルとして「総合計画等」という言葉で、そういう基本的な計画というのを並べる。ほかでもそういう形でそういうものを対象に最近条例もできてますので、そういうのも含めて考えていけるんじゃないかなと。

【事務局】 等を入れるんですか。

【部会長】 新しく4項ぐらいに立てて、主要な計画に関するの策定……。

【樋口委員】 パブコメではどういう書き方をしてるかというのと、総合計画等市の基本的な政策を定める計画、個別の行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める方針又は計画の策定又は変更というのをパブコメの対象にしているんです。多分こういう書き方になってくるんだらうと思うんですけども。

【部会長】 パブリックコメント、要綱か。

【事務局】 いや、条例です。

【入口委員】 ただ、総合計画があつて、その他の都市マスであつたり、住整課だと例えば住宅の基本計画であつたり、そういうものができるわけでしょう、要は。ということは、市民自治条例で総合計画だけであつても別に支障はないんでないかという気はするんですけども。むしろ総合計画をつくったんだけど、総花的で結局何をやってるかよう分からんと、優先順位もよう分からんというようなことになってるんじゃないかというふうに思うんですけどね。ですから、総合計画をつくって、それを逆に即してとか遵守してとか、そういう形で進めてもらうというような条例にしてもらったほうがいいんじゃないでしょうか。

【首藤委員】 いや、だから結局今までの総合計画の位置づけというのがあいまいだったと思うんですね。だから抽象的な悪い表現で作文だったわけだと思うんですね。それは今まで国のほうからのつくりなさいという要請があつてつくってたということもあるんじゃないですかね、今までは。

【部会長】 基本構想自身は自治法でつくることが義務づけられてると。それも当然……。

【首藤委員】 義務づけられているから仕方なくつくつたと。

【部会長】 そうそう。で、総合計画がその後出るというかな、一緒になってつくるといふふうになって。

【首藤委員】 過去の総合計画もくまなく市民に対して配布され説明されオープンにな



ってたというふうに、私は思っていないですね。市民として私も30年住んでますけど、20年住んでますけど。

**【小笹委員】** この間議会で総合計画の勉強会をやりましたでしょう。あのときにどれだけ達成できたかという話を聞きましたやんか。非常に低いん違うかなと僕は思うんやけど、ただそれは総合計画それ自体が10年スパンのものやから、つくった当時と今を見れば、当然社会状況も変わってるのやという話になってくる。であればこそ、進行管理とか検討して見直しをするということを仕組みとしてつくっとかへんかったら、そもそも自治法には基本構想に基づいて運営するとなっていると。それに基づいて基本計画つくられてると。それで市政は運営されてるわけやから。おっしゃるように、つくってるけれども、それは飾りであって、実際にはもうそこからずれてしまうことも、これは社会状況が変わったんやからしゃあないということにはならないというふうに思うので。やっぱりここにずっと進行管理をしていく、評価をする、検討して見直しをしていくということを位置づけといたほうがいいと思う。そしたら、次は具体的にどうしていくのかというルールをまたつくっていかんなんよになると思うので。

**【樋口委員】** ここにその総合計画なりの策定を位置づけてるというのは、市政運営をチェックする1つの基軸をまず明らかにしましょうと。目標として何を立ててますかということを中心にしましょうということですよ。だから、その総合計画でそこがすべて網羅されていればそれだけでええんですけども、どうも多分そうじゃなくて、分野別計画に振られてる部分もあるので、そういう意味ではそこをひっくるめて、要は計画の体系の上位の部分を対象に、それを1つ基準として行政として持って、それに則して市政運営を進めていくと。時代に合わなくなればそこは考え直していくというようなことだと思うんですね。だからそこをここできちっとうたう必要があるんだろうということですから、総合計画だけでいいのかどうかという部分と。あと進行管理についてきちっと書き込むかというのは。

**【首藤委員】** そうですね。だから、いずれにしても10年計画つくっというて、当局でもうそれをあんまり進行管理はチェックしないんだったら、抽象的なものにならざるを得ないし、市長が代わったらどんと変わるかも知れないけど、そういうだれでも通用するものだったら、もう抽象的な全国どこでも通用するようなものしか書けないわけですね。それをずっともううたっていると。それで国から言われたら、これですと言うだけのことから。そんなんではいけないんじゃないかということなので、総合計画にはどこまで入るん

だと。基本構想と基本計画で実施計画が入らないんだったら入らないというふうに明確にしとかないかんとおもいますね。それで実施計画でいくともうかなり変わってきますからね。だから見直し案も重要になってくると思いますね。

【入口委員】 基本的に、例えば市長が代わったら変わるなんてことが一番まずいと思うんですよ。

【首藤委員】 いや、市長が代わったら、例えば国でいったら、大きな政府か小さな政府かでもう全然変わりますよ。

【入口委員】 でも、そこに憲法というのがありますやんか。だから……。

【事務局】 僕もそうやと思います。基本的には総合計画というのは、長期的な展望に立って、その段階で決めて大きな10年スパンという長期的な展望に立って、まちづくりの指針ですので、その中でまた基本計画というのが、それは今現在5年で見直している、10年スパンをこれで見直すという格好になってますけれども、その中にその各分野別というのはやっぱり制約受けて、総合計画に制約受けて当然策定していくものだというところがありますので、僕も市長が代わったからその総合計画を、今見直すというふうに言うてますけれども、本来は総合計画で生駒市のまちづくりというのは定めたものをそこそこと変えるものではないとは思ってます。

【首藤委員】 いや、そしたら、だれが市長やっても同じになってしまいますよ。

【入口委員】 総合計画の中にはいろんな項目があるので、市長がしないといけないのは優先順位を決めたら市長がしないといけない。例えばこれを重点的に私はやりますよと。これは基本的には総合計画の中の基本的な方針……。

【首藤委員】 いやいや、優先順位が変わってしまうということはもう総合計画が変わってしまうということだと思いますよ。

【入口委員】 いやいや違うよ。そういうものじゃない。

【首藤委員】 いやいや、開発優先か福祉優先かとなったら、もう全然変わるじゃないですか。福祉優先の人と開発優先の人は全然違うじゃない、それ。豊かなまちづくり言うてる人は産業優先だということとどんどん福祉にやるのと全然違いますよ、それ。

【樋口委員】 市長がかわると総合計画は変わり得ると私は思います。それは何かというと、ほんとうに大きな政策転換があったときに、現行の計画がほんとうにそぐわないという状況があれば、それはもう変えざるを得ないだろうと思うんですよ。ただ、総合計画はだれが決めるかということ、審議会を持ったり、基本構想については議決を要したり

というようなことで、要は全体で決めてるんですね。それを市長1人が変えることは多分できなくて、変えるためにはその同じ手続を踏まないと変えられないという状況があるんですね。市民会議なり議会の方針。そういう手続を経て変えるのであれば、市長が代わったから総合計画を変えるということはある得ると思います。

【首藤委員】　これから、だから市長の選挙もマニフェスト選挙になっていくでしょ、どんどんとね。これはマニフェストということでもうどんどん言われてるわけだから。明らかにきちっと明文にしたものを出したときに、これ総合計画と違うやないかというようなことは当然出てくるわけであってね、そのときどうするんだということにしたときに、ある程度ちょっと修正するというふうにして、その手続明らかにしないと、だんだん棚の上のあれになっていって、最後10年のときにはもう全然無視されていたというふうなことになってしまうと、市民自治そのものが形骸化するんじゃないかというふうには。

【樋口委員】　そういう意味で総合計画をここに位置づける意味があるんですね。市長が代わろうが、まずやるためには、変えるためには、方向転換する際には総合計画をちゃんとつくりなさいということになる、ここにうたうのは。

【首藤委員】　いや、だから市長が代わるたびに大きく変わるというのはちょっと表現が悪いけども、時代とともにどんどん変わっていくということの中でやっぱりそれを反映していかないかということだと思いますけどね。これは、だから激動ですからね。

【部会長】　だから、総合計画を手続を踏んで変えていくというのが大事なんですね、柔軟にね。ただ、僕も市長はできることは少ないと思う、実際なってみたら。実際に根本から変えないとね。単独事業の幾つかとか、あるいはそれこそちょっと予算配分変えるぐらいのことしかできないんでね、実際は。その中で総合計画を変えていくような変化が出てくるとすれば、変えるための議論が市民参画でやっていって変えていかないかん。それ、主導するのは市長なんだ。マニフェストといたら、僕は今のマニフェスト選挙はちょっとインチキだと思ってますよね。なってないもん。ほんとうのマニフェストは政党ですからね、労働党とかね。

【首藤委員】　市長の場合もパーティーですもん。

【部会長】　そうそう、パーティー。首長の場合のマニフェストというのはちょっと日本的じゃないかな。アメリカだったらアメリカの共和党なりで。そういう積み上げてきた議論ですからね。政権が代わったらまたぐっと変わるけど、確かにね。

【首藤委員】　いずれにしても総合計画がどこまで含まれてるかということと、見直す

というのはある程度出しといたほうがええと思いますけどね。

【部会長】 その見直し規定とかね、さっきのは入れといたほうがいいと思いますよ。重複になるけどね。それともう1つは、総合的市政運営の方針と基本構想、その前にこの条例の理念に基づきというところだ。つまり、この基本条例のほうが基本構想より上位だということはここに入れといたほうが。ほかのとも入ってるから、結構。だから、基本条例ますます重くなるんだけど。

【部会長】 議論はその辺にしときましようか。じゃ、きょうはここまでにしましようか。

【事務局】 条例（案）としての整理なんですけども、項目が増えると思うんですね。ですから、イメージとしてはこの宝塚市の総合計画等というような形のまとめ方でよろしいんでしょうかね。

【部会長】 そうだね、分けてね。

【事務局】 まずは総合計画をこの条例の理念にのっとして、市民参画のもと策定しますよ。それと適切に進行管理を的確に行うものとする。副議長がおっしゃったように、各行政分野ごとの計画については総合計画に即して策定していきます、というような項目の議論になってきたように思うんですが、それでよろしいんでしょうか。

【部会長】 そうですね、それでいいんじゃないでしょうか。とりあえず、それで。進行管理というのは、もう少し2項のところはP D C Aサイクルの形を用いる。はっきり書いたほうがいい。

【小笹委員】 2、3入れかえて、各計画というふうにして進行管理等の見直し、検討するのをここに入れといてもらっても。

【樋口委員】 それとちょっとこの宝塚市の条例見てて気になるのは、市政運営を図るために基本構想と、これを実現するための基本計画を策定するという事なんですけど、策定してそれに基づき市政運営を行うという、これ、枠が市政運営の中に入ってるので、外の向こうのものの方が見やすいなと思ってるので。

【部会長】 総合的な市政運営の指針という。

【樋口委員】 計画つくりなさいということだけではなくて、それに基づいて執行しなさいというところが、実は非常に大事なところかなと。

【部会長】 それはそれでいいんですけどね。それと僕が気になってるのは、市政運営に努めなければならないと書いてあるじゃない？ 努力義務規定みたいに。だから、市政

運営に努めることとするぐらいにしたほうがいいんじゃないかな。

一応その辺で条文整理をお願いします。ですから、きょうはここままで残りは次回に回させていただきます。説明責任、次回の予定です。

【首藤委員】 別件でちょっと質問します。6月1日版のいこま広報の中で、この市民自治のタウンミーティングのことが書かれてるんですけどね。私はタウンミーティングは実に重要だと思うんですけども、具体的にどういうふうに進めるのかということについて何も今は説明がないわけですよ。どういう内容のものをだれがどのように説明するのかと、時間はどのぐらいあるというようなことが分からないので、事務局のほう、どう考えられてるのか説明をお願いします。

【部会長】 そのこともあってちょっと時間とったんですけど。

【首藤委員】 そうなんですか。済みません、失礼いたしました。

【部会長】 タウンミーティングについての説明を。

【首藤委員】 先生、失礼しました。

【部会長】 いや、いいです、だから。ちょうど的確なご質問で。

【首藤委員】 いや、もう広報で発表されてますからね、日程まで。

【事務局】 先日5月の全体の検討委員会のときには若干触れさせてはいただいてたんですけども、その中で今年については、市政全般のタウンミーティングとともに市民自治検討委員会の主催による基本構想及びその検討結果について市民自治検討委員会主催のタウンミーティングを開催させていただきたいというのは言わせていただいたと思うんです。その後、いろいろ協議をさせていただきまして、そのお手元にお渡しさせてもらってる資料に、8日間ですけれども午前の部という格好で、朝10時から市民自治検討委員会主催によるタウンミーティングをお昼までの約2時間させていただいて、午後の部として市が主催の市政全般のタウンミーティングを1時からという格好でさせていただきます。その際に、各部会の部会長さんである先生方については必ず出席していただくと。必ずといいますのも、今の段階で全部が全部、3先生ともに8回出てきていただくのはちょっと時間的に無理でございますので、以前の幹事会のほうで澤井先生については、7月27日、9月28日、12月7日という格好の8回のうちで3回、澤井先生については出てきていただいて、一番最初でしたら7月27日コミュニティセンターを皮切りに、9月28日と12月7日という格好で出ていただきます。それでほかの日については、例えば6月22日、一番最初については中川先生のほうに出ていただくという格好で、各先生方

については割り振りをさせていただいたと。ご了承いただいたという格好です。

【部会長】 13日は野口先生ね。

【事務局】 野口先生です。

【部会長】 31日はだれだっけ。

【事務局】 31日は、これ高齢者施策の関係です。

【部会長】 ないのか。

【事務局】 これ、ないんです。

【部会長】 7日は中川先生ね。

【事務局】 先生の出席で見ましたら、6月22日が中川先生、そして7月13日が野口先生、7月27日が澤井先生、9月7日が中川先生、9月28日が澤井先生、10月19日が野口先生、11月16日が中川先生、そして12月7日最終が澤井先生と各先生方については、そういう格好でお願いしてると。そのときに当然自治検討委員会主催でございますので、澤井先生以外にも、各今まで2つの部会させていただいてるんですけども、そのときについて一応壇上等に上っていただいて、いろいろな質疑等ありますので、そこについてはこのメンバーさんの中から、最低お一人は出てくださいという格好でお願いしています。それ以外の委員さんについても、市民自治のタウンミーティングについてはご来場いただいて一緒にサポートしていただいたらなとは思ってますけれども、最低1名については学識の先生方以外でちょっと前に出ていただいて、一緒に質疑等をお受けしていただきたいというのはお願いしている状態です。

説明については、全般的な市民自治の構想とそれに対する検討委員会の取り組み方法、取り組み状況等についてですけども、市のほうから説明させていただいて、それに対して質疑等いろいろ市民の方から出ると思いますんで、その辺を澤井先生であるとか、検討委員会のメンバーさんのほうでお答えしていただいたらなという考え方を持っております。

【首藤委員】 そういうストーリーですね。一応現状の考え方、それから進めてる状況については、事務局のほうから説明願えると。

【事務局】 そうです。

【首藤委員】 それに対して市民が……。

【事務局】 いろいろな問い合わせ。

【首藤委員】 問い合わせがあったそれに対して、委員長と委員の1人か2人出て答えると。

【事務局】　　そうです。そういうような想定をしております。

【首藤委員】　　事務局のほうの構想でたくさんの人が集まりそうですかね。

【事務局】　　かなりいろいろなところでお声がけもさせてもらってますので、集まっただけだと思うんですけども。それも実際的にふたをあけてみないとということはありませんけれども。

【部会長】　　動員というのは自治連合会。

【首藤委員】　　いや、私も今自治会やってますからね。もう生駒市からもいろんな人権政策とかいろんなセミナーとかが多いんですよ。動員かかってくるわけですよ。みんな嫌がってるわけですよ、はっきり言ったらね。もう嫌やなあと思ってるわけですよ。だから自治のセミナーというのは特に難しいから、もうメンバーを決めるのは大変ですよ。よっぽどおもしろく楽しく、行ったらもうかるなというようなことをしないと、みんな前回去年出られなかったですね。だからやってませんね。あんまり人気のあるセミナーじゃないですよ。今回も8回でしょう。そうすると相当……。どうですか、入口さん。

【事務局】　　今年度については、自治連合会のほうもこの市民自治基本構想についてはかなりの関心も持っていていただきまして、今年度の自治連合会としてのテーマもこれに即したものでやっていただいておりますので、皆さん来ていただけるようにはお話は聞いていますし、お願いもさせていただいているところでございます。

【首藤委員】　　具体的な話では、10月19日鹿ノ台地区公民館という鹿ノ台地区のやつがあるじゃないですか。私は動員をかけると言われたらちょっと困るなという、困惑するなという感じなんですよ。

【入口委員】　　今度は近いですから、公民館だから。

【事務局】　　以前は北コミュニティセンターでしたけども、今回ちょっと中学校区というところでちょっと範囲を広げさせていただいて、皆さん来ていただけやすいという環境をつくったつもりなんですけれども、その中で今度鹿ノ台の公民館等でもやりますので、ぜひともご参加いただいたらと。

【李委員】　　地域ぐるみのところとかにも案内行ってるんですね、自治会とかに。中学校区だったら、例えばうちだったら光明校区で子ども会とか自治会とかみんな地域ぐるみの委員会とかあると思うんですけど、どこの地域でも。そういうところが一番ご案内しやすいんじゃないですか。

【事務局】　　ちょっと今は広報等と自治会のほうにはご案内を差し上げてるんですけど

も、ちょっとそこまで頭は回ってませんでした。済みません。

【李委員】 いいえ。それがまちづくりの母体になってくるかなと思うんですよ、これから。

【首藤委員】 それはもう、これ正直な話、私今回この4月自治会入って活動してるんですよ。そのときに、私の持ってた市民自治のイメージから言うと、かなり市民の意識が低いんですよ。なるべくしたくないという、大体そういう感じ。会長さんなんかも抽せん形でもう決めるのは大変だと。ほかのところは知りませんよ。うちの自治会はそうで、みんな辞退されるというふうな流れの中で、そういう状況の中でこういう意識革命をしていくような格好の運動をやっていくわけですね。そうすると、動員かけてやってもらうのが相当大変じゃないかという感じがしてますので、やっぱりちょっとこのタウンミーティングに関してはいろいろ工夫をしていかないと難しいんじゃないかと私は思ってるので、どの内容のものを説明するかとか、どういうふうな表現でやっていくかというようなことについては、少し工夫しないと。

【李委員】 それはコミュニティ部会で検討されてるんじゃないですか。

【首藤委員】 いや、多分してない。だから、僕ね、一番これ先生が大変だと思いますよ。質問があればいいですけど、質問なかったら失礼ですしね、これ、全く。全く質問なかったというんだったら。一番悪いのは全然来なかったというんだったらもっと切実ですわ。

【事務局】 それはそうですね。それだけ関心ないということですからね。

【首藤委員】 全部でこの前200人ぐらい来てましたね。

【部会長】 行ってないでしょう。

【入口委員】 百何人です。

【首藤委員】 8部会に分けたらもっと少ない、20人ぐらいになった。

【入口委員】 これ、何人ぐらいを想定されてるんですか。各中学校区で。

【事務局】 大体百数十人は来ていただけると思うんですけども。鹿ノ台だけでも、あの公民館でも150から180入りますので。

【首藤委員】 いや、会場はそうですよ。会場を大きくして20人しかいなかったらものすごいさみしいがらんとしたものになってしまう。

【事務局】 それは回数もありますけども、20、30人の人でも、少しでもすそ野を広げていくということが大事だと思っています。また、タウンミーティング以外にも出前



講座的なものも自治会のほうにお声がけさせていただいており、そういうところでもすそ野を広げていきたいと考えております。

【首藤委員】 これ、抽象論を言っても仕方ないですわ。6月22日のほう、第1回やってみてまた考えましょうか。それでシミュレーションできますからね。大成功、私が心配してるようなことにならなければ、それはそのままいいですし、もう全然集まらなかったら、それはやっぱりほんとうに考えて当初のあれになるような格好の工夫が必要じゃないかと思えますけどね。

【事務局】 その節はよろしくお願ひします。よいお知恵を。

【樋口委員】 これ、委員のだれが出るというのは決まってるんですか。

【事務局】 一応ここで決めていただいたらと思ってます。ほかのところも決めていただいているんです。私がとおっしゃる方が出ていただければ。

【樋口委員】 各検討部会から何人出るとかいうのはあるんですか。

【事務局】 今出ていただいているのは一応1名。

【樋口委員】 ちょっとここでお願いなんですけども、議会の話が出たときに、議員でないと多分今の部分答えられないと思うので、できたら必ず議員は1名入る形をとっていただけないでしょうか。シンポジウムのときも議会の話が出たときに、ご存じない方が答えられている状況もあったので、ちょっとこちらでもすごい違うことが言っているなというようにもあったので。

【事務局】 そういうご提案はすごくありがたいです。

【樋口委員】 順番適当にこちらで決めさせていただきますけども、そんな形で1枠そこで。

【事務局】 結構でございます。

【樋口委員】 それ以外にどなたかおいでいただけるというのが一番いいかなと思えますので。

【首藤委員】 議員さんはまあ一番、質問は具体的な形で。具体的に生々しい話の質問がでるかも知れませんので。

【樋口委員】 議会の話だけはそこでちょっとこなしたほうがいいかなというふうに思います。

【事務局】 議員さんについては、8回の中でまとまっていたいで必ず出席という枠をとらせていただきますので。

【入口委員】 議員さん、お二人でしたよね。

【樋口委員】 はい。どちらかシフト組んで参加させていただきます。

【入口委員】 ありがたいことですね。

【首藤委員】 前はいろいろな組織におられる方は言いにくい、説明しにくいからということで、市民公募に全部振られたんですよね。だから自治会関係者の人は言いにくいというようなことでね。今年は多分ないように、一生懸命現場でやっておられる方のほうが現場のことが分かっておられるんだから回答しやすいと思いますので。

【事務局】 ここで決めて、僕何もこちらのほうからどなたというのは言いませんので。

【首藤委員】 去年のようなことにしないでください。去年は、何か現職の人は言いにくいから、市民公募の人が言いやすいから、言えるからということで3人出たわけですね。それも苦しかったと思いますよ。一般で出られましたけどね。ちょっと懲りてはると思います。

【事務局】 澤井先生のほうもまた一応3日ありますので、後のほうになりましたらなかなか予定もとれないので、ほかの部会の方についても一応6月22日の中川先生のところは上埜さんが出てあげようとは言っていたいてるんですよ。そういう部会部会の先生方のところでどなたかお一人出ていただいていますので。今の段階で9月28日というても、すぐさまそんなまだいろいろ予定も立てへんやろうから、一番間近な7月27日だけでも決めといていただいたら、その後また部会等ありますので、また順次回していただいたらと思うんですけれども。

【部会長】 27日日曜日にお時間のある方で、僕とつき合っただけいたら。

【首藤委員】 これ、担当部会が決まっていたんですね。

【部会長】 そうでもないです。一応出て、部会のほうの話をせざるを得ないでしょうね。全体の話は別にしまして。うちではこんな話をしていますよみたいなことでやる。

【首藤委員】 澤井先生の担当のタウンミーティングに調査研究部会から出るという。

【部会長】 そういう形らしい。

【首藤委員】 それとって、その部分だけ説明するという意味ですかね。

【部会長】 全体については一応話は聞いてますから、それについてはやりますけれども。

【事務局】 それはもう先生ですので、その辺はしゃべっていただきますけど。

【首藤委員】 澤井先生のは何日と何日でした？

【部会長】 27日と9月28日と12月7日です。

【入口委員】 3人ということでしょ。前回私やったから、3人でやるから、1回ずつでやろうか、公平なように。

【首藤委員】 それぞれ経験生かしてやるけどね。

【入口委員】 提案です。せっかく皆さん委員やっていただいているので。

【小笹委員】 日程があいてるかどうか、それだけでもお願いします。

【部会長】 日程あいてなきゃしょうがないから。

【首藤委員】 3人というたらこの3人でしょ？ この人は市の人でしょ？

【部会長】 いいんだいいんだ。平等平等。

【事務局】 ちょっともう一遍いろいろ聞かなんと分からないなとか。

【入口委員】 反対に質問がたくさんあるかも。

【部会長】 勉強になるぜ。

【影林委員】 済みません、仕事の絡みでちょっと出れない。

【首藤委員】 一番最初だけ決めないかんですね、少なくともね。どうぞお願いいたします。

【李委員】 それではさせていただきます。

【首藤委員】 時間が合えば出てもいいですけどね。

【部会長】 次の調査部会が7月11日1回、だからそのときにまた、後の方を。

じゃ、よろしいかな。どうもちょっと時間オーバーしましたけど、まだありますか？

【事務局】 6月22日は議員さん、どちらが出ていただけますか。

【樋口委員】 それじゃ、私。

【事務局】 副議長、はい。

【部会長】 じゃ、どうもありがとうございました。